

令和元年 10 月 1 日

地盤情報データベースの登録に関する特記仕様書

受託人は、「地質・土質調査業務標準仕様書 2－1－4 成果品」に基づき、「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。受託者は、地盤情報の利用の可否について、事前協議における監督員の指示に従って成果品データに記入した上で、検定の申込を行うこととする。なお、検定に要する費用は、直接経費に「国土地盤情報データベース検定費」として計上し、諸経费率算定の対象額としない。

また、受注人は、納品の際に一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書を監督員に対して提出し、成果が検定済であることを報告することとする。なお、電子納品の場合には、「緑政土木局 電子納品に関する運用基準【地質・土質調査編】」に規定されている格納フォルダ **BORING／OTHERS** に検定証明書（PDF ファイル）を格納することをもって、提出する成果が検定済であることを報告することができる。